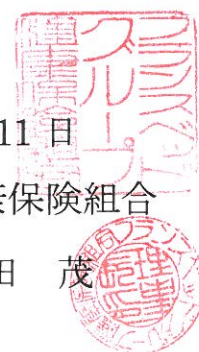


公告 624号

## 組合規程新設の公告

当健保組合の規程に「女性事務服貸与規程」を新設したので  
組合規約50条により、これを公告する。

平成 27年 3月 11日  
フランスベッドグループ健康保険組合  
理事長 池田 茂



- 記 -

### 1、女性事務服貸与規程

(規程は別紙)

(附 則) この規程は平成27年4月1日から適用する)

以上

# 女性事務服貸与規程

(貸与対象者)

**第1条** この規程に基づく事務服の貸与は、女性職員及び女性派遣職員（以下「女性職員」という）を対象とする。

(事務服の構成)

**第2条** 前条の女性職員に貸与する事務服の構成は、夏、冬兼用のベスト、スカートまたはパンツ、カーディガン（以下、当構成を「1セット」という）とする。

2. 前項の他、ジャケット等については、業務上特に着用が必要と認められる場合は、決裁申請により承認を受けた後貸与することが出来る。

(着用の心掛け)

**第3条** 事務服の着用に当たっては、当職員として品性を保つよう心掛け、着用するものとする。

2. 貸与を受けた事務服は、大切に取扱い、常に清潔に保つよう心掛け、汚染、損傷したときは直ちに洗濯または補修しなければならない。

(貸与枚数)

**第4条** 第1条に基づき該当する女性職員に2セットを貸与する。

2. 3年経過後、型崩れや損傷等により事務服として適さないと認められるときは、損傷した事務服を新しい事務服と交換することが出来るものとする。

(返 還)

**第5条** 貸与された者は退職時に、事務服を返還しなければならない。

(管 理)

**第6条** 貸与した事務服について貸与台帳を作成し、貸与状況を明らかにしておかなければならない。

2. 退職者等より返還された事務服で再使用出来るものは保管し、第4条第2項の交換等に利用するものとする。

(購入方法)

**第7条** この規程に基づいて貸与する女性事務服は、業者に直接発注するものとする。

(価 格)

**第8条** 事務服の購入価格は1セット当たり25,000円を上限とする。但し、第2条第2項に該当する場合を除く。

(疑 義)

**第9条** この規程の解釈または運用について疑義を生じたときは、理事長がこれを裁定する。

## 附 則

この規程は平成27年4月1日より施行する。